

令和7年11月5日時点版

※Q&Aは随時更新予定

国際競争力けん引学部等の認定制度に係るQ&A

(本制度の趣旨について) 5

Q1. 新たに創設された本制度の趣旨は何か。 5

(「外国人留学生」の定義について) 5

Q2. 実施要領等において、本制度における外国人留学生は在留資格「留学」を持つ学生とされているが、留学生別科に在籍している外国人留学生は含まれるのか。 5

Q3. 在留資格「留学」以外のビザ（家族帯同等）を有する外国人学生は、本制度における外国人留学生に含まれるのか。 5

(認定制度の対象となる学部等について) 5

Q4. 新設の学部等について認定を受けることは可能か。 5

Q5. ある学部の中に、定員抑制分野と非定員抑制分野の学科が併置されている場合、非定員抑制分野の学科については本特例の対象となるか。 5

Q6. 本制度は、大学院の研究科は対象とならないのか。 6

Q7. 本制度は、短期大学の認定専攻科も特例の対象となるか。 6

Q8. 本制度は、学部等連係課程は対象となるか。 6

Q9. 本制度は、通信制の学部等は対象となるか。 6

Q10. 本制度は、国際連携学科（ジョイント・ディグリー）は対象となるか。 7

Q11. 本制度は、外国人留学生に対して編入学者選抜を行っている学部等は対象となるか。 7

Q12. 外国人留学生を編入学により受け入れている場合（例：3・4年次に受入れ）、収容定員の管理はどのようになるか。 7

(スケジュールについて) 7

Q13. 本特例の申請のスケジュールはどのようになっているのか。 7

(申請の手続きについて) 7

Q14. 本制度では大学等ごとではなく学部等ごとに認定が行われるが、学内で複数学部等が認定を希望する場合、複数学部についてまとめて申請することは可能か。 7

(申請の要件について) 8

Q15. 設置種別（国立・公立・私立）によって、申請の要件に違いはあるのか。 8

Q16. 申請時点では外国人留学生数が0の大学等についても、申請を行うことは可能か。 8

Q17. 機関要件として「教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること」とされているが、具体的にどのような点が確認されるか。 8

Q18. 機関要件として「教育研究活動等の状況を積極的に公表していること」とされているが、具体的にどのような点が確認されるか。 8

Q19. 機関要件として、申請の日3年以内において「法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと」がないこととされているが、具体的にどのような状況を指すのか。 8

Q20. 機関要件として、申請の日3年以内において「財政状況が健全でなくなったこと」がないこととされているが、具体的にどのような状況を指すのか。 8

Q21. 国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程第1条で定める認定基準に、「ハイ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。」という規定があるが、「管理運営が適正を欠く」とは具体的にどのような状況を指すのか。 9

Q22. 機関要件として、申請年度の属する年度及び前2か年度の各年度において、5月1日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が0.9倍未満となっていないことと定めているが、これは認定を受けようとする学部等において判断するのか、それとも大学等として判断するのか。 9

Q23. 機関要件として、申請年度の属する年度及び前2か年度の各年度において、認可基準告示第1条第1項第3号に定める水準以上になっていないことが掲げられているが、これは認定を受けようとする学部等において判断するのか、それとも大学等として判断するのか。 9

(申請計画について) 9

Q24. 外国人留学生の割合を現状値よりも原則10%以上増加させる計画の提出が求められるとのことだが、外国人留学生の現状値はいつ時点の値を基準とするか。 9

Q25. 申請の日の属する年度の5月1日時点の収容定員の数に対する外国人留学生の数の割合について、変更が生じた場合はどのようにすればよいか。学校基本調査において毎年5月1日時点

の学生数を報告しているが、本制度の申請募集の期限が学校基本調査の調査票の提出より前である場合、どのような値を提出すればよいか。.....	10
Q26. 既に外国人留学生を 10%以上受け入れている学部等についても、現状値よりも更に 10%以上の増加を目標とする必要があるのか。.....	10
Q27. 外国人留学生割合が既に 10%以上である場合は、現在の外国人留学生割合に鑑みて妥当な目標を設定することとされているが、「妥当な目標」とは具体的にどのような目標か。.....	10
Q28. 実施要領において「日本人学生の数の増加を想定した制度ではないことに留意すること」とあるが、制度の趣旨に沿った方法で目標が達成されていることをどのように確認するのか。.....	10
Q29. 申請時に提出した計画の最終年時まで在学学生数を収容定員以内に収める必要はあるのか。.....	10
Q30. 自律的に国際業務を支える財務構造について、外国人留学生からの適切な授業料の徴収等は、認定を受けるために必須の条件か。その場合、どの程度の授業料の値上げ等が求められるか。.....	11
Q31. 自律的に国際業務を支える財務構造について、全ての学部について行う必要があるのか、あるいは認定を受けようとする学部のみでよいのか。.....	11
Q32. 多様性の確保について、単一の学部等における外国人留学生数全体に対して特定の出身国及び地域からの受入れの割合がどの程度であればよいのか。.....	11
(取消し等について)	11
Q33. 認定を年度途中で取り消される可能性はあるのか。あるいは、年度途中で取消し事由（法令違反等）が発生した場合でも、当該年度中は認定の効果が続き、翌年度からの取消しとなるのか。.....	11
Q34. 認定を受けた後で、申請計画書の内容を変更することは可能か。.....	12
Q35. 特例を受けている期間中に学部等の再編や統廃合が起こった場合、認定の扱いはどのようなのか。.....	12
Q36. 文部科学大臣による認定の取消しを受けた場合、数年間留学生関連事業への申請が行えないとされているが、具体的にはどの事業への申請ができなくなるのか。.....	12
Q37. 15 年以内の計画の期間が終了した際、認定は自動的に取り消されるのか。.....	13
Q38. 15 年以内の計画の期間が終了した後、再度新たな目標及び計画を提出する必要があるか。また、15 年以内の計画が終了し、目標が達成された場合、その後も毎年文科省によるフォローアップは続くのか。.....	13

Q39. 国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程第9条第2項第11号に掲げる認定の取消事由に、「教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。」があるが、「教育条件が適正を欠く」とは具体的にどのような状況を指すのか。..... 13

(その他) 13

Q40. 今回、認定を受けた学部等は定員管理の基準が変わることになるが、「認証評価制度」との関連性はどのようになるか。..... 13

Q41. 本特例制度の認定申請と、大学の設置等の認可申請との関係はどうなっているか。..... 13

Q42. 申請計画書に補足資料を添付することは可能か。..... 13

Q43. 申請に当たって、事前に相談することはできるか。..... 13

（本制度の趣旨について）

Q1.新たに創設された本制度の趣旨は何か。

我が国の成長の基盤となる大学等の国際競争力・通用性を向上させていくためには、より多くの優秀な外国人留学生を多様な国・地域から受け入れ、日本人学生と共に学ぶ国際色豊かな教育環境を構築することが重要である。これにより日本人学生が国内にしながら多様な価値観や文化等を学ぶことが可能となり、我が国のグローバル人材育成に資する。

他方、収容定員充足率の超過に係る各種ペナルティが存在することにより、大学等が日本人学生と比較して入試合格後の実際の入学率の予測が困難な外国人留学生の採用に消極的にならざるを得ないことが課題として指摘されていたことを受け、グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学等が積極的に受入れられるよう、現在の大学等関係制度との整合を図ることに留意しつつ、一定の要件の下、有識者委員の審査を経た上で文部科学大臣が「国際競争力けん引学部等」を認定し、認定学部等においては、現行の収容定員の超過を一定程度認めるものである。

（「外国人留学生」の定義について）

Q2.実施要領等において、本制度における外国人留学生は在留資格「留学」を持つ学生とされているが、留学生別科に在籍している外国人留学生は含まれるのか。

本制度は大学等の学部等に所属する正規生を対象とし、別科は対象外としていることから、在留資格「留学」を持つ学生であっても、留学生別科に在籍する外国人学生は本制度の対象外とする。なお、留学生別科においても、外国人留学生の受入れにあたっては在籍管理を徹底すること。

Q3.在留資格「留学」以外のビザ（家族帯同等）を有する外国人学生は、本制度における外国人留学生に含まれるのか。

本制度は在留資格「留学」を持つ外国人学生を対象としており、「留学」以外のビザの外国人学生については本制度の対象外となる。ただし、収容定員充足率の算定にあたっては、外国人学生もカウントされるが、本制度の申請に当たって留学ビザ以外の外国人学生を増やす計画は認められない。

（認定制度の対象となる学部等について）

Q4.新設の学部等について認定を受けることは可能か。

認定を受けた「国際競争力けん引学部等」には高度な収容定員管理が求められることから、学部等の新設後、高度な管理ができることが明らかになる修業年限に相当する年数（４年生学部においては４年間）を経過するまで、申請を受け付けない。

Q5.ある学部の中に、定員抑制分野と非定員抑制分野の学科が併置されている場合、非定員抑制分野の学科については本特例の対象となるか。

非抑制分野の学科は、本特例の対象となる。申請書に「学部名（〇〇学科のみ）※定員抑制分野の学科を除く」のように、定員抑制分野の学科を除いた学科について申請する旨がわかるように明記する

こと。

Q6.本制度は、大学院の研究科は対象とならないのか。

大学院の研究科は対象外である。

Q7.本制度は、短期大学の認定専攻科も特例の対象となるか。

対象外である。

（本制度は、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（以下、「認可基準告示」という。）の第1条第1項第3号で対象としている学部等を対象とする。）

【参考】

第一条

一・二 （略）

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であって、当該分野ごとの 収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において 同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業 年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第 三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同 じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする 年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下 二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信 教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であって、入学定員が百人以 上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

Q8.本制度は、学部等連係課程は対象となるか。

対象外である。

（本制度は、認可基準告示第1条第1項第3号で対象としている学部等を対象とする。）

Q9.本制度は、通信制の学部等は対象となるか。

対象外である。

（本制度は、認可基準告示第1条第1項第3号で対象としている学部等を対象とする。）

Q10.本制度は、国際連携学科（ジョイント・ディグリー）は対象となるか。

対象となる。

Q11.本制度は、外国人留学生に対して編入学者選抜を行っている学部等は対象となるか。

対象となる。ただし、編入に当たりどのように外国人留学生の能力・意欲等を判定しているか、編入が外国人留学生割合を高める計画にどのように位置づけられているかについて、申請計画書の「外国人留学生のアドミッション」欄に記載すること。

Q12.外国人留学生を編入学により受け入れている場合（例：3・4年次に受入れ）、収容定員の管理はどのようになるか。

認可基準告示に基づき、外国人留学生の受入れの時期にかかわらず、「国際競争力けん引学部等」に所属する収容定員について充足率を管理する。

（スケジュールについて）

Q13.本特例の申請のスケジュールはどのようになっているのか。

令和7年度の申請募集は、以下のスケジュールを予定している。

- 9月 関連告示 公布・施行
- 10～11月 申請募集期間
- 12～1月 審査
- 2月 結果通知
- 4月 認定適用開始

令和8年度以降は以下のスケジュールを予定している。

- 4～5月上旬 申請募集期間
 - 5月中旬～7月 審査
 - 8月 結果通知
 - 翌4月 認定適用開始
- ※今後変更となる可能性がある

（申請の手続きについて）

Q14.本制度では大学等ごとではなく学部等ごとに認定が行われるが、学内で複数学部等が認定を希望する場合、複数学部についてまとめて申請することは可能か。

複数学部の申請計画書をまとめて申請することは差し支えない。重複作業を排除する観点から、大学等全体としての取組に関する項目については、「〇〇学部の申請計画書を参照（本申請計画書では省略）」のように、確認すべき箇所を明示したうえで省略することが可能。

申請計画書のどの項目を大学等全体としての取組を指すかについては、審査要領の別添を参照頂きたい。

(申請の要件について)

Q15.設置種別（国立・公立・私立）によって、申請の要件に違いはあるのか。

私立大学に対しては、機関要件として財政状況の健全性を求めているが、左記以外の要件については、設置者による要件の違いはない。

Q16.申請時点では外国人留学生数が0の大学等についても、申請を行うことは可能か。

可能である。ただし、認定に当たっては、外国人留学生の受入れ体制等の整備に向けた今後の計画に実効性があるかについて、審査が行われることに留意すること。

Q17.機関要件として「教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること」とされているが、具体的にどのような点が確認されるか。

大学等の内部質保証の体制整備について、大学等のホームページにおける掲載情報等のほか、認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況の提出を求めることとしている。必要に応じて追加の書類等により確認することもある。

Q18.機関要件として「教育研究活動等の状況を積極的に公表していること」とされているが、具体的にどのような点が確認されるか。

「教学マネジメント指針」に示された情報公表事項の例を参考にしつつ、大学等として特に積極的に行っている情報公表の内容の記載を求める。必要に応じて追加の書類等により確認することもある。

Q19.機関要件として、申請の日3年以内において「法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと」がないこととされているが、具体的にどのような状況を指すのか。

大学等の設置者として法令違反等を行っていないことをいう。役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものは、ここでいう法令違反等に含まれる。違反対象の法令としては、主に学校教育関連法令を想定しているが、例えば労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象となる。なお、上記のような法令違反全般や寄附行為等違反に関し、現在は是正されている一時的な基準違反などの場合は、その内容や改善状況等を審査において確認し、改善等が図られていると認められるときは、ここでの欠格事由とはしない。

Q20.機関要件として、申請の日3年以内において「財政状況が健全でなくなったこと」がないこととされているが、具体的にどのような状況を指すのか。

「財政状況が健全でない」場合は、以下の要件全てに該当することをいう。（国公立の大学等は除く。）

- ① その設置者の申請の日の属する年度の前3か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。

- ② その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。

「経常収支差額」は、資産の売却など臨時的な要素となる特別収支を除いた収支の差額をいう。学校法人の場合、学校法人会計基準第 31 条第二号様式における、経常収入（教育活動収入計＋教育活動外収入計）－経常支出（教育活動支出計＋教育活動外支出計）をいう。

「運用資産」とは、学校法人の場合、学校法人会計基準第 22 条第一号様式における、固定資産のうちの特定期間資産及び有価証券、流動資産のうち現金預金及び有価証券の合計をいう。

「外部負債」とは、学校法人の場合、学校法人会計基準第 22 条第一号様式における、固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金、流動負債のうち短期借入金、1 年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金の合計をいう。

Q21.国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程第 1 条で定める認定基準に、「ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。」という規定があるが、「管理運営が適正を欠く」とは具体的にどのような状況を指すのか。

例えば、不適正な管理運営により私学助成が一部減額となった場合など、現行の収容定員管理の特例である「国際競争力けん引学部等」を有する大学等として不適切と考えられる状況を想定している。

Q22.機関要件として、申請年度の属する年度及び前 2 か年度の各年度において、5 月 1 日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が 0.9 倍未満となっていないことと定めているが、これは認定を受けようとする学部等において判断するのか、それとも大学等として判断するのか。

認定を受けようとする学部等も含め、大学等に設置されている全ての学部等の収容定員の平均が、9 割以上であることを要件とする。（全ての学部等でそれぞれ 9 割以上を超えている必要があるものではない。）

Q23.機関要件として、申請年度の属する年度及び前 2 か年度の各年度において、認可基準告示第 1 条第 1 項第 3 号に定める水準以上になっていないことが掲げられているが、これは認定を受けようとする学部等において判断するのか、それとも大学等として判断するのか。

認定を受けようとする学部等を置く大学等に設置されている全ての学部等において、認可基準告示第 1 条第 1 項第 3 号の規定に定める収容定員充足率の上限を超過していないことを要件とする。

（申請計画について）

Q24.外国人留学生の割合を現状値よりも原則 10%以上増加させる計画の提出が求められるとのことだが、外国人留学生の現状値はいつ時点の値を基準とするか。

申請の属する年度の 5 月 1 日時点の値を基準とする。

Q25.申請の日の属する年度の5月1日時点の収容定員の数に対する外国人留学生の数の割合について、変更が生じた場合はどのようにすればよいか。学校基本調査において毎年5月1日時点の学生数を報告しているが、本制度の申請募集の期限が学校基本調査の調査票の提出より前である場合、どのような値を提出すればよいか。

申請計画書には申請日時点で把握している数値を記載し、正確な人数が確定した場合に加えて、文部科学省から求めがあった場合は、適申請計画書を更新し、文部科学省に送付頂きたい。

Q26.既に外国人留学生を10%以上受け入れている学部等についても、現状値よりも更に10%以上の増加を目標とする必要があるのか。

外国人留学生割合が、既に10%以上である場合は、現在の外国人留学生割合を鑑みて妥当な目標を設定することとする。

Q27.外国人留学生割合が既に10%以上である場合は、現在の外国人留学生割合に鑑みて妥当な目標を設定することとされているが、「妥当な目標」とは具体的にどのような目標か。

一義的な基準を設けることは困難であるが、本制度が現行の収容定員充足率の上限を5%引き上げるものであることを踏まえ、既に留学生割合が10%を超えている学部等においても、5%以上留学生割合を増加させることが望ましいが、「妥当な目標」の詳細については、それぞれの大学等の理念や掲げるビジョン、実情に鑑み総合的に判断頂きたい。

Q28.実施要領において「日本人学生の数の増加を想定した制度ではないことに留意すること」とあるが、制度の趣旨に沿った方法で目標が達成されていることをどのように確認するのか。

本制度の趣旨に鑑みて、原則日本人学生の数を増加させてはならず、認定を受けた学部等については、日本人学生の数も含め毎年フォローアップを実施する。

Q29.申請時に提出した計画の最終年時までには在学生数を収容定員以内に収める必要はあるのか。

本制度は、各種のペナルティが存在することにより、大学等が入試において入学率の予測が困難な外国人留学生の採用を積極的に行えるよう、大学等の学部等が外国人留学生の受入れを拡大していく過程で従来の認可基準告示第1条第1項第3号に定める収容定員充足率の上限を一時的に超えることを許容する趣旨で設けられた制度である。こうした制度趣旨を踏まえると、一時的に従来の認可基準告示の上限を超えることはあっても、計画の最終年時までには収容定員管理を適正化させることが必要である。

Q30.自律的に国際業務を支える財務構造について、外国人留学生からの適切な授業料の徴収等は、認定を受けるために必須の条件か。その場合、どの程度の授業料の値上げ等が求められるか。

認定に係る基準に「自律的に国際業務を支える財務構造があること」を掲げている趣旨は、外国人留学生の受入に当たっては、大学等において学修・生活支援等のサポート体制を整備する必要があり、それに伴うコストが生じることから、外国人留学生の受入れ拡大に向け、想定されるコストを外国人留学生から受益者負担として適切に徴収して、自律的に責任を持って受入れ拡大を遂行する必要があるということにある。

その観点から、授業料の値上げ等を行わずに自律的な財務構造を構築できることが可能である場合は、必ずしも値上げに依る必要はない。また、外国人留学生からどの程度授業料等を徴収すべきかは、認定を受ける学部等の規模等によるため一義的な基準は設定しておらず、各大学において、必要に応じた額を設定することが可能である。

本特例制度の審査においては、外国人留学生のために整備する体制・そのためのコスト・左記を踏まえた授業料の値上げや手数料の徴収を含む財務構造の在り方について、各大学の掲げるビジョン、学部等の規模や既存の体制の状況等を踏まえながら、計画の妥当性を確認する。

Q31.自律的に国際業務を支える財務構造について、全ての学部について行う必要があるのか、あるいは認定を受けようとする学部のみでよいのか。

本制度に基づく認定は学部単位で行うため、認定を受けようとする学部について適切な財務構造が構築されていればよく、全ての学部について外国人留学生の授業料の値上げを一律に行う必要はない。ただし、大学の判断において、認定を受けようとする学部以外の学部について外国人留学生の授業料の値上げを妨げるものではない。

Q32.多様性の確保について、単一の学部等における外国人留学生数全体に対して特定の出身国及び地域からの受入れの割合がどの程度であればよいのか。

外国人留学生の受入れにあたっての多様性の確保については、特定の国及び地域からの受入れが過度に偏重することがないように留意しつつ、日本人学生が国内においても異文化や異なる価値観に触れることができるなどその学修・成長にも資する観点等も踏まえ、それぞれの学部等の理念や掲げるビジョンに基づき検討されたい。

(取消し等について)

Q33.認定を年度途中で取り消される可能性はあるのか。あるいは、年度途中で取消し事由（法令違反等）が発生した場合でも、当該年度中は認定の効果が続き、翌年度からの取消しとなるのか。

法令違反等が確認された場合などは、年度途中の取消しもあり得る。取消し事由の発生後、すみやかに有識者会議を開催し、文部科学大臣が取消しの有無を判断する。

Q34.認定を受けた後で、申請計画書の内容を変更することは可能か。

可能である。

ただし、認定した事実との連続性が失われる程度の重大な変更（例えば、認定した学部等の再編や設定計画における受入れ目標の変更等）を行う場合は文部科学大臣の認定を再度受ける必要がある。また、申請計画書の大幅な変更ではない変更（例えば、認定を受けた学部等の再編を伴わない名称変更や、当該学部内の学科名の変更等）を行う場合は、文部科学大臣に届け出を行う必要がある。その他申請した書類の内容に影響しない誤字脱字等の修正等の軽微な変更についてはこの限りではない。

いずれの場合であっても、申請計画書に変更が見込まれる場合は、文部科学省まで相談が必要である。

Q35.特例を受けている期間中に学部等の再編や統廃合が起こった場合、認定の扱いはどのようなのか。

認定を受けた学部等の再編等、認定した事実との連続性が失われる程度の重大な変更が生じた場合は、改めて認定を受けて頂く可能性がある。また、上記より軽微な変更の場合は、文部科学大臣への届け出が必要となる可能性がある、

必要な手続きは変更の程度によるため、まず文部科学省に御相談頂きたい。

Q36.文部科学大臣による認定の取消しを受けた場合、数年間留学生関連事業への申請が行えないとされているが、具体的にはどの事業への申請ができなくなるのか。

認定の取消しを受けた学部等を有する大学等においては、取消しを受けた年度の翌年度以降、有識者委員会の意見を聴いて文部科学大臣が適当と判断する期間、奨学金事業等（国費外国人留学生制度・留学生受入れ促進プログラム・高度外国人材育成課程履修支援制度・海外留学支援制度等）について、新規申請を行えないこととする。ただし、既に当該大学に在学している奨学生の支援は継続する。

大学教育再生戦略推進費（再推費）による大学の国際化推進に係る事業等（大学の世界展開力強化事業、大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業等）については、取消しを受けた年度の翌年度以降、文部科学省が適当と判断する期間、新規申請を行えないこととする。ただし、既に事業に選定されている大学への支援は継続する。

上記大学の国際化推進に係る事業以外の再推費による事業については、実施要領 1 1.（5）に掲げる信用失墜に係る行為があり、私学助成の減額又は不交付等があった場合、他の再推費による事業にも併せて申請できない可能性があることに留意すること。

Q37.15 年以内の計画の期間が終了した際、認定は自動的に取り消されるのか。

本特例は、認定を受けた大学等が取消しを希望する場合又は文部科学大臣によって取り消されるまでは認定の効果が継続するため、計画期間が経過したとしても認定は取り消されない。

**Q38.15 年以内の計画の期間が終了した後、再度新たな目標及び計画を提出する必要があるか。
また、15 年以内の計画が終了し、目標が達成された場合、その後も毎年文科省によるフォローアップは続くのか。**

令和 7 年度時点では、計画終了後改めての認定の申請等は不要と考えているが、認定が継続する限りは、フォローアップを継続する必要があるところ、その具体については、今後制度の運用実態等を踏まえ、検討する。

Q39.国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程第 9 条第 2 項第 11 号に掲げる認定の取消事由に、「教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。」があるが、「教育条件が適正を欠く」とは具体的にどのような状況を指すのか。

例えば、収容定員を超過した学生数に応じた必要な教育研究環境（教育研究実施組織や校地、校舎等の施設、設備等）が確保されていない状況を想定している。

（その他）

Q40.今回、認定を受けた学部等は定員管理の基準が変わることになるが、「認証評価制度」との関連性はどのようになるか。

認定を受けた学部については、認可基準告示第 1 条第 4 項の定員充足率の上限が適用されることから、認定を受けた事実は認証評価においても考慮される。

Q41.本特例制度の認定申請と、大学の設置等の認可申請との関係はどうなっているか。

認可基準告示は、大学の設置等の認可の基準を定めているものであり、本特例制度は、認可基準告示第 1 条第 4 項に係る特例を認定するものである。したがって、両申請は別の手続となるため、それぞれの観点から審査を行い、認定・認可がなされる。

Q42.申請計画書に補足資料を添付することは可能か。

可能である。ただし、効率的な審査のため、補足資料は必要最低限とすることが望ましい。

Q43.申請に当たって、事前に相談することはできるか。

メールによる相談を受け付ける。HP に記載のメールアドレス宛に相談内容を送付いただきたい。